

改正後

(削除)

現行

**【参考事例】社会福祉協議会中心型
静岡県菰山町の児童虐待防止ネットワーク**

1. 菰山町の概要

- 1) 人口：19,686人(平成16年7月現在)
- 2) 出生数(率)：174人(8.85) (平成14年)
- 3) 0歳から18歳までの児童数(平成12年)
0～4歳 907人
5～9歳 956人
10～14歳 1,003人
15～19歳 1,059人

4) 町の特徴：静岡県伊豆半島の北部に位置し、歴史が古く、史跡が多く存在する。
主な産業はいちごをはじめとする施設園芸が盛んな土地。大家族が多く、近郊の三島市や沼津市に勤務する若い世帯がアパートに越してくるケースも増えている

2. 児童虐待防止連絡会設立理由と時期

児童虐待ケースや親の養育に問題のあるケースについて民生児童委員と学校の情報交換会を年1回開催。緊急に対応が必要なケースもあり、専門のネットワーク(連絡会)の設置を求められる。主任児童委員の育児相談事業ではケース会議を行うが、専門家によるアドバイスや相談者のストレスなどを考慮した上で緊急介入、児童の一時保護等、児童相談者や警察との連携が必要となり、平成14年に菰山町社協児童虐待防止連絡会を設置、平成15年度より家庭内の暴力が弱者を対象に連鎖する現状への対応としてDV防止事業も加わった。

3. 菰山町のネットワークの特徴

社会福祉協議会がコーディネートし、行政の縦割り部分(教育委員会、健康福祉、児童相談所、警察等)や地域で活動している民生児童委員、保護士等を結ぶ役割を取っている。

4. ネットワークのシステム

1) 組織

代表者部会、実務者部会、ケース会議の3層構造にて実施。事務局は社会福祉協議会相談員が健康福祉課担当職員の協力を得て担う。

2) 構成メンバー

代表者会議は各組織、団体の管理職、代表者から構成。実務者会議は各組織、団体の担当者らにより構成。ケース会議はケースの担当者や関係者があつまりカンファレンスを行う。

3) 活動内容

①「代表者部会(全体会議)」

年2回程度開催され、児童虐待問題について地域での取り組みや課題等の報告を

改正後	現行
<p>(削除)</p>	<p>受ける。</p> <p>②「実務者部会」 年2回程度開催され、事例に関する情報の共有及び研修活動、啓発活動等を行う。</p> <p>③「ケース会議」 通告、相談を受けたケースについて、今後の処遇を検討する。事務局が招集し随時開催されるが、ケース会議の要望やケースの状況変化についても事務局が把握し調整する。</p> <p>5. ネットワークの効果</p> <p>① 関係機関が定期的集まることでケースの見直しをすることができる。</p> <p>② 関係機関の対応が確認でき、そこでの課題や対応方法について情報交換ができる。それにより虐待事例での対応方法について技術向上を図ることができる。</p> <p>③ 各機関の役割を明確にすることができ、過度な対応や重複した対応を避けることができる。</p> <p>④ 代表者部会を設置することで管理職レベルでも連携が深まり、活動の継続性が保てる。またネットワークにより責任の所在が分散化されがちになるが、代表者部会にてケース把握することで部署ごとのリスクの把握とその対処を明確にすることができる。</p> <p>⑤ 社会福祉協議会が主体となることで、地域住民への啓発活動と民生委員児童委員及び関連機関への連絡調整をスムーズに展開することができる。(社会福祉協議会は、地域福祉の推進役としてのミッションを持ち、相互関係をもつ地域のネットワーク作りのプロフェッショナルが存在すること) 小規模な市町村についても行政が社会福祉協議会へ委託することで、地域のネットワーク作りから児童虐待防止への効果を上げることができる。</p>

改正後

現行

(削除)

葦山町社協児童虐待、DV防止及び子育て支援連絡会設置要綱

〔平成16年7月5日
要綱第2号〕

(設置)

第1条 葦山町における児童虐待、配偶者などからの暴力(以下「DV」という。)及び子育て支援等を検討するために、葦山町社協児童虐待、DV防止及び子育て支援連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 連絡会は、葦山町の児童虐待防止、DV防止及び子育て支援について必要な事項を調査し検討する。

(構成)

第3条 連絡会は、児童の教育、福祉等に関し優れた見識を有する者のうちから社会福祉協議会長が委嘱する。

2 連絡会に、施設等代表者から構成される代表者部会と実務者から構成される実務者部会、ケースごとの担当者から構成されるケース会議を設置する。

(任期)

第4条 会員の任期は、委嘱の日から平成17年3月31日までとする。

2 会員に任期途中で異動があったときは、新任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 この連絡会に、会長を1名置く。

2 会長は、社会福祉協議会長をもって充てる。

(会議)

第6条 連絡会は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、社会福祉協議会において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営その他に関して必要な事項は連絡会で協議して決める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

改正後

別添1 1

(別添1)

縮份類

経路		種別		処理	
都道府県	児童相談所	ア	養護相談 児童虐待相談	a	面談指導 1
	福祉事務所	イ	その他の相談	b	継続指導 2
	その他	ウ			他機関あつせん 3
市町村	福祉事務所	エ	保健相談	c	児童相談所送致 4
	保健センター	オ	肢体不自由相談	d	知的障害者福祉司・ 社会福祉主事指導 5
	その他	カ	視聴覚障害相談	e	
児指 定 福 祉 施 設 機 関 ・ 調 査 機 関	保育所	キ	害 言語発達障害等相談	f	助産又は母子保護の実施に 係る都道府県知事への報告 6
	児童福祉施設	ク	相 重症心身障害相談	g	
	指定医療機関	ケ	談 知的障害相談	h	そ の 他 7
	警察等	コ	非 自閉症等相談	i	
保医 健康 所機 関及 調 査 機 関	保健所	サ	相 く犯行為等相談	j	触 法行為等相談 k
	医療機関	シ	育 性格行動相談	l	
学 校 等	幼稚園	ス	成 不登校相談	m	相 適性相談 n 育 児・しつけ相談 o そ の 他 の 相 談 p
	学校	セ	相 適性相談	n	
	教育委員会等	ソ	談 育児・しつけ相談	o	
里親	タ		その他の相談	p	
児童委員	チ				
家族・親戚	ツ				
近隣・知人	テ				
児童本人	ト				
その他	ナ				

現行

別添1 4

(別添4)

縮份類

経路		種別		処理	
都道府県	児童相談所	ア	養護相談 児童虐待相談	a	面談指導 1
	福祉事務所	イ	その他の相談	b	継続指導 2
	その他	ウ			他機関あつせん 3
市町村	福祉事務所	エ	保健相談	c	児童相談所送致 4
	保健センター	オ	肢体不自由相談	d	知的障害者福祉司・ 社会福祉主事指導 5
	その他	カ	障 視聴覚障害相談	e	
児指 定 福 祉 施 設 機 関 ・ 調 査 機 関	保育所	キ	害 言語発達障害等相談	f	助産又は母子保護の実施に 係る都道府県知事への報告 6
	児童福祉施設	ク	相 重症心身障害相談	g	
	指定医療機関	ケ	談 知的障害相談	h	そ の 他 7
	警察等	コ	非 自閉症等相談	i	
保医 健康 所機 関及 調 査 機 関	保健所	サ	相 く犯行為等相談	j	触 法行為等相談 k
	医療機関	シ	育 性格行動相談	l	
学 校 等	幼稚園	ス	成 不登校相談	m	相 適性相談 n 育 児・しつけ相談 o そ の 他 の 相 談 p
	学校	セ	相 適性相談	n	
	教育委員会等	ソ	談 育児・しつけ相談	o	
里親	タ		その他の相談	p	
児童委員	チ				
家族・親戚	ツ				
近隣・知人	テ				
児童本人	ト				
その他	ナ				